# 令和元年度

# 第1回草津市子ども・子育て会議 会議録

#### ■ 日時:

令和元年7月16日(火)9時~11時45分

#### ■場所:

市役所8階大会議室

### ■出席委員:

神部委員長、奈良副委員長、中島委員、井戸田委員、菅野委員、卯田委員、 土田委員、髙尾委員、井上委員、橋本委員、杉江委員、西村委員、蜂須賀委員、 髙木委員

### ■欠席委員:

樋笠委員、田中委員、横江委員、山下委員、上田委員、渡辺委員

### ■事務局:

田中子ども未来部長、河合子ども未来部副部長、岩城子ども・若者政策課長、門田子ども・若者政策課補佐、佐藤子ども・若者政策課主任、子ども家庭課、幼児課、子育て相談センター、幼児施設課、発達支援センター、子ども家庭課、家庭児童相談室、くさつエコスタイルプラザ、スポーツ保健課、まちづくり協働課、開発調整課、学校教育課、学校政策推進課、危機管理課、教育総務課、健康増進課、交通政策課、公園緑地課、児童生徒支援課、住宅課、商工観光労政課、障害福祉課、人権政策課、生涯学習課、草津川跡地整備課、男女共同参画課、道路課、保険年金課、歴史文化財課

### ■傍聴者:

0名

### 1. 開会

### 【田中子ども未来部長】

皆さん、改めましておはようございます。紹介をいただきました、子ども未来部長をさせていただいております田中でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。また、本日は、早朝から第1回子ども・子育て会議に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。今回の子ども・子育て会議の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方には、日ごろから本市児童福祉行政を初めといたしまして、市政全般に当たりまして、御支援と御協力をいただいておりますことに対し、心から厚く御礼を申し上げます。

草津市は、全国的に少子化が進む中、子育て世代を中心に人口が増加をしているところでございます。その一方で、将来的な人口減少を見据えた対応も求められております。特有の課題を抱えていると言えると思います。また、現在、子どもや子育てを取り巻く地域や家庭の環境は変化をし続けております。それと今年の10月からは、3歳から5歳児の全ての子どもたちを対象といたしまして、幼児教育・保育の無償化が始まりまして、保育ニーズの大きな変化が予想をされているところでございます。さらに子どもの貧困や若者のひきこもり、不登校などについても社会生活を円滑に営むことができるよう、支援や取り組みを今まで以上に進めていく必要があると考えております。こうした背景のもと、本市では、「子育て支援の充実」を市の重点施策の一つとして位置づけておりまして、妊娠期から子育で期にわたる切れ目のない支援の提供など、相互的な子育で支援を推進しているところでございますけれども、本年度は、子ども・子育て支援事業計画の最終年度を迎えますことから、第二期子ども・子育で支援事業計画の策定を行うとともに、新たに子ども・若者計画の策定を行うことになったところでございます。したがいまして、従来年4回の会議のところを2回ふ

やしまして、6回を予定をさせていただいているところでございます。

子ども・子育て会議におきましては、昨年度実施をいたしました基礎調査の結果や 今後の見込みをもとに委員の皆様の御意見を賜りながら計画策定を進めてまいりたい というふうに考えているところでございます。

子ども・子育て会議の委員の皆様のお力添えをいただきながら、子どもにとって最善の利益の実現を目指しまして、誰もが安心して子育てできるまち、未来の担う子どもたちが心豊かでたくましく育つ環境づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様には、率直な御意見を賜りたくお願いを申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

## 2. 委員および事務局紹介

<委員および事務局の自己紹介>

### 3. 草津市子ども・子育て会議の概要、審議案件について

#### 【事務局】

<資料2について説明>

### 4. 委員長・副委員長の選任、職務代理者について

<資料3について説明>

委員より事務局提案を求める意見あり。

事務局からそれぞれ前任の神部委員を委員長に、奈良委員を副委員長に提案し、一同了承。

神部委員長より土田委員を職務代理者に指名された。

### 5. 子ども・子育て支援事業計画の概要について

### 【事務局】

<資料4について説明>

6. 「第二期草津市子ども・子育て支援事業計画」および「草津市子ど も・若者計画」の策定について(諮問)

田中子ども未来部長から神部委員長に諮問書が渡された。

### 7. 議事

- (1) 草津市子ども・子育て支援事業計画の平成30年度実績および令和元年度 実施予定
- ① 重点的な取組について

#### 【事務局】

<資料5-1 (法定必須記載事項)に基づき説明>

【委員長】 今の法定必須記載事項に関しての数値を御説明いただきましたところ、何かこれに対して、ここはどうなっているの、このあたりちょっと説明を聞いていてもちょっとわからなかったので、もうちょっと教えてくださいとか、何でも結構ですので、10分程度質疑応答の時間をとりたいと思います。何かございましたら、挙手のほうをよろしくお願いいたします。

【日委員】 4ページの地域子ども・子育て支援事業の最後の三角になっている△5, 906のところが少しちょっとすみません、私理解できなかったんですけれども、利 用者数が増えているということですか。

【委員長】 そういうことですね。

【H委員】 何か三角になるのがちょっと理解しにくくて、御説明願えたらと思います。

【委員長】 4ページのところですが、どなたが回答していただけるのかな。

【事務局】 こちらにつきましては、量の見込みを出すときに実際に利用可能な人数とか、それから面積とかそういう形で利用可能な人数を出させていただいているんですが、それの数に比べると少なかったということになるんですが、実績の見込みといいますか、計画からすると多くなったということになるんですが、可能な数、それを挙げると5,906人が減ったということになると思います。

【H委員】 この理由はというところが何かちょっと飲み込みにくかったもので。

【事務局】 ちょっとこの表の見方になるんですけれども、どれだけの申し込み数があるかに対してどれだけ市が受け皿を整備できるかという観点で作らせていただいている表でして、申し込み数が多いにもかかわらず、整備が追いついていない場合については、マイナスで出るように表示をしているという形になります。ですので、定員がこれだけ不足しているというような形での表になるので、申込者自体は想定よりも多くなっているんですけれども、申し込みに対する定員として、定員がこれだけ不足するという形で出したのでマイナスになるような引き算の形でやらせていただいたという形になります。

【H委員】 定員があるというのが何かちょっと理解しておりませんでした。

【事務局】 量の見込みを出すために、定員を出さなければならなかったので、これは定員といいますか、延べ利用可能回数という形で、施設の回転数で計算しています。これを超えてもたくさん入っていただいても御利用はいただけるんですけれども、一定の見込みとして設定させていただいた数字、それに対して申し込みというか、利用者が多かったので、結果的には施設として不足という形で表示させていただいております。

【H委員】 わかりました。

【委員長】 これに関しては利用者が多いにこしたことはないんだけれども。だからちょっと聞きたいのが何かこれだけ利用見込みに対して6,000人近くの利用者があったということは非常にいいことだと思うんだけれども、ただ、それに対して利用者のほうから何かクレームとか、苦情という、それはなかったんですね。みんなきちんというか、満足度というか、満足いく形で利用者が6,000人増えてもちゃんと受け入れられているというふうに理解してよろしいんですね。

【事務局】 はい。人数に関しまして、利用に関しましては、時間的にもずっとおられるわけでもございませんので、入れかわりもありますし、満杯になって動けなかったとか、遊べなかったというふうな声は聞いておりません。

【委員長】 大丈夫ということですね。他に何かございませんか。

【G委員】 11ページの御説明いただきました上の表の相談内容の複雑化、長期化というふうに御説明されたんですが、ちょっと内容をお話しいただけませんでしょうか。

【事務局】 虐待は、単純に例えば親から子へ殴るとか、身体的な、心理的な虐待ということだけではなくて、家庭環境であるとか、それからその子の特性、例えば障害をお持ちだとか、発達の課題があるとか、いろんな関わりが出てきます。また、ちょっと統計的なものではありませんけれども、家庭環境が複雑な家庭もたくさんございます。そういった中で一つの課題を解決するだけで、例えば虐待が解消されるというようなものではなく、いろいろな課題を多角的に、多面的に減らしていく、そういったケースが増えているということでございます。具体的な事例をということはちょっとなかなか難しいんですけれども、なかなか一つのケースにかかわってくる時間が例えば3年であるとか、4年であるとか、そういったケースも多々ございますので、そういったところを記載させていただいたということでございます。

【委員長】 よろしいですか。

【G委員】 はい。

【委員長】 ここでもう少しちょっと聞きたかったのが、飛躍的に相談、これは延べですよね、延べ件数が増えてきていますよね。この評価のところを見ると、継続ケースが増えてきているというようなことが書かれているんですけれども、だからこの延べ件数が増えてきたということが1人にかかる相談回数が非常に増えてきたということなのか、ちょっとまた今日じゃなくてもいいんですけれども、ちょっと知りたいのが、延べじゃなくて、実際に相談をしてきた回数じゃなくて、その人の増減というのはどうなんだろうという、ちょっとそういうあたりも思ったりもするんですが、そのあたりどうなんですかね。

【事務局】 今、おっしゃったように、一つのケースにかかわって、例えばいろいろなところから通報があったりとか、相談があったりとかというケースもたくさんございますし、ただ、児童福祉法の中で通報義務というのがございまして、例えば隣の家から子どもの泣き声がするとか、例えば学校、保育所、そういった機関の中で学校やら保育所の中ではないあざが見つかったとか、そういった部分に関しまして通報義務があるということを今積極的に広報をさせていただいております。これは全国的にもそういった流れでございますし、そういったものがある意味浸透してきて、数が増えてきている。もともと潜在的にあったものが顕在化してきたということもあるかもしれませんし、数自体が増えているということなのか、その辺のちょっと分析が非常に難しいところではございますけれども。

【委員長】 一つのケースに対して、いろんな、5人も6人も同じことに対して通報をしたものが全部この中に入ってきているということですね。

【事務局】 通報の件数という、厳密にはちょっと違うんですけれども、例えば1件のケースで、例えばこの日に3件の通報があった場合は、その子に関しては1件というような形です。

【委員長】 一応1件というような形にはなるんですね。難しいですね、これをどう 評価していくのかというときに、どういう視点からこれを見ていったらいいのかとい う、何かそういう件というのは、それはわかるのはわかるんですか。延べじゃなくて、 人のこと、ケースの数というのは。

【事務局】 一定ケースの数も、今ちょっと手元にはございませんので申しわけないですけれども、そういった統計もとっております。

【委員長】 わかりました。またちょっとお示ししながら、こういう環境なのか、延べだとその辺がちょっと見えてこないところもありますので、またちょっと御検討をお願いします。他に。どうぞ。

【日委員】 すみません、本当に基本的なことをお伺いしたいんですけれども、今の4ページの地域子育で支援拠点事業のところで、三角の意味を教えていただいて、ちょっとわからなくなったんですけれども、何となく三角をなくすという方向がよい方向なのかなというふうに単純に思って見せていただいていたんですが、5,000人増えているというのは、迷惑で困らなかったんじゃないか、よいことのようなところもありますので、もともと例えばその他に9ページの病児保育なんかも、あ、すみません、これは増えているんでしたね。一番上の量の見込み、△737となっていますけれども、これはいいことなんじゃないのかなと、ある意味病児をひょっとしたら入れて見れるようになったという意味ではいいのかなと思いながら見せていただいたんですけれども、全体の計画で、三角を極力減らすという方向で理解したらいいのかどうか少し教えていただきたいと思います。

【事務局】 基本的に法定必須記載事項の部分は、どのぐらいのニーズがあるというものに対して、どれぐらいの整備ができるか、支援事業として整備ができるかという観点で数字のほうは構成されていますので、このマイナスが減っていることがいいことといいますか、それを目指してやっていくと。その量の見込みに対して、それを賄うだけの整備をしていくというのが観点としてあるんですけれども、委員御指摘のとおり、病児保育ですと、御家庭でみれるようになれば、量の見込みが減っていくほうが子どもにとってはいいという観点もございますし、児童虐待についても難しいとこ

るはありますけれども、相談件数が多いというのが認知度が上がって多いという場合もあれば、虐待が減って少なくなるという場合もあって、なかなか数字的には難しいところがあると思います。基本的に保育所定員とか、そういったものであればマイナスが減ることによって待機児童が解消されるという観点で見ていただければと思うんですが、先ほどみたいなソフト事業については、ちょっと見方はそれぞれ事業によって異なってくるかなというふうに思っております。

【委員長】 よろしいですか。

【日委員】 はい。

【委員長】 では、次に法定必須記載事項以外の部分の説明のほうをお願いします。

#### 【事務局】

<資料5-1 (法定必須記載事項以外)に基づき説明>

【委員長】 今の御説明に対して、何か御質問等ございましたらよろしくお願いいた します。

【B委員】 今、御説明いただいた 4 ページの障害のある子どもへの支援の充実、児童発達支援のところで、実人数として増えた利用として、新規事業所が増えたという記載がありまして、5 ページの保育所等訪問支援につきましては、民間の児童発達支援事業所の増加に伴い、支援センターの利用者数が減ったという御説明だったんですけれども、片方は実人数、どれだけのニーズがあったかということがすごくよくわかり、理解しやすいんですが、こちらの訪問支援のほうも実際民間にどれだけの方が呼ばれていたか、そういうところも数値としてわかるような仕組みに変えていくとか、その辺がちょっと理解しにくかったので、御説明いただければと思います。

【事務局】 保育所等訪問支援の民間の利用者数ということでよろしかったでしょう

か。保育所等訪問支援のほうは、ただいま民間事業所様のほうでも実施していただいておりまして、市内で3カ所実施していただいております。3名の方が利用されておられます。ちょっと民間事業所様と公立でしております発達支援センターの保育所等訪問の対象者がちょっと一部違う部分はございますが、数として14人増でございます。

【B委員】 こちらのほうは実人数ではなく、利用者数にされている理由がわかりま したらお願いしたいのですが。

【事務局】 保育所等訪問支援のほうの実人数…。

【B委員】 実人数というのは、全体の訪問支援のニーズがわかる数字になるかと思うんですけれども、こちらのほうでは発達支援センターに限っての数が記載されていることになっているんですが、今後に向けて全体の数でニーズを把握をしていったほうがいいのかなという思いからそういうふうに御質問させていただいたんです。

【事務局】 この利用者数というのは、全体を含めた数でございます。実績値の14 というのも発達支援センターと民間産を含めた数で民間さんが3名、発達支援センタ ーが11名という形になります。

【B委員】 民間発達支援事業所の増加に伴い、支援センターの実施分の減の結果というふうに書かれているんですが、ちょっとそのあたりがよくわからない。

【事務局】 発達支援センターの回数と民間事業所様で実際の回数日分違いがございますので、発達支援センターで実施している分は減少したんですけれども、民間さんは増えていただいているということで増減としては減ったという形になるんですけれども。

【B委員】 では、この数値には民間の事業所さんの利用者の人数等も入っているという理解でいいんですか。

【事務局】 はい、入ってございます。

【B委員】 ありがとうございました。

【委員長】 次に、議事1の草津市子ども・子育て支援事業計画の平成30年度実績 及び令和元年度実施予定についてのうち、②の支援事業について事務局から御説明を お願いします。

### ② 支援事業について

### 【事務局】

<資料5-2について説明>

【委員長】 まずは、草津市さんで、実はこれだけの子育て支援にかかわる事業をやっていただいているということを知っていただいて、感謝したいと思いますが、これだけ細かい数字ですので、前もってざっと委員の方々は見てきていただいているとは思いますが、私も幾つか疑問があったんですが、私の疑問はとりあえず今の御説明の中で回答していただいたので納得はしているんですが、何か皆さんのほうで、それぞれ皆さんの見るところというのはそれぞれの立場のところで重点的にというところがあると思いますけれども、何か疑問になることであるとか、要望であるとか、御意見がございましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

【副委員長】ちょっとお尋ねしますけれども、この中でしばしば認定こども園、幼稚園というふうな順序で出てくるんですけれども、学校教育法の第1条の学校種という中では、幼稚園、それから認定こども園というふうなオーダーで出てくるわけですが、学校教育法ではね。何か認定こども園という、いや、反対しているわけじゃないんですけれども、その順番というのはどういうお考えからかなという、それだけちょっとお尋ねしたいと思います。

【委員長】 順番の問題ですが、これはどなたがお答えいただけますか。

【副委員長】草津独自のオーダーでこういうふうに文書を作られることについて異議

を言っているわけじゃなくて、私の知っている学校教育法の第 1 条と書いている順番 が違うなという、それだけですので。

【事務局】 すみません、学校教育法上の並びもあるんですけれども、認定こども園は児童福祉法にもありますし、他の法律にも規定がありまして、幼稚園型の認定こども園は学校教育法の幼稚園と同じ並びなんですけれども、他のやつは児童福祉法であったり、就学前の教育・保育に関する・・・といった法律であったりとか、ちょっと根拠法が何個かに分かれている部分があって、認定こども園自体を国のほうが推進していることもありますので、子ども・子育て支援事業計画のメニューの中では認定こども園が一番に出てくる場合もあるんです。物によって並びがばらばらでございますので、現状のところは現行計画の並びで書かせてはいただいております。また、次期計画についても指針なり、国の手引なりがございますので、その順に従って書かせていただこうと思っております。

【委員長】 他に何かございますか。お願いします。

【G委員】 御説明いただきました3ページの子どもの人権を守る環境づくりにかかわってお尋ねしますが、内容は問いませんので、学校教育課の関係機関としておおむね部落差別問題、初めはあらゆる差別をなくすというところで私たちの組織も力を入れてやっているんですが、学校教育課として部落差別問題の学習は、おおむね充実してきていると把握していらっしゃるか、いやいやまだまだやと、さっぱりやというようなところで、端的なお答えをいただきたいです。

【事務局】 学校教育課のほうから今年度4月に人権教育については、こちらの課ということなのでお答えしたいと思います。まだまだと思ってはいませんけれども、今、教育課程も変わってきていますので、そのあたりについての対応がまだ不十分かなということは思っております。ここに挙げさせてもらっていますモデルプランも見直し、そして充実、啓発活動も少ししていかなければいけないなということを本年度思っていて、来年度から実施していく予定をしています。端的に言うと、そういうことでよ

ろしいでしょうか。

【委員長】 あと一人ぐらいいけますが、よろしいですか。

【日委員】 5ページの87番の結婚新生活支援事業なんですけれども、何かすごく 10件で9件で足りなかったということなんですけれども、何かもっとお金がなくて 結婚できないと言ってる若い人はいそうな気がするので、例えばどういう募集という のか、広報であるとか、どういう方法で広報なさっているのか少し。何かすごくぴったり合ってるので、かえって何か不思議に感じたので教えていただきたいと思います。

【事務局】 私どもの所管課の事業なんですけれども、この対象自体は、結婚に伴う引っ越し代であるとか、居住費という形になるんですけれども、PRというか、広報自体は、広報紙であったり、あとは結婚相談所にチラシを置いていただくとか、あとは商業施設にチラシを張らせていただくとか、あとは住宅の協会があるんですけれども、新居を借りられるときに御案内いただければいいなと思って、そういったところにもチラシを配らせていただいているという形になるんですが、所得条件としては、世帯のお二人の所得が340万円以下ということで、かなり所得制限としては限られている状態になって、毎年10件前後のお申し込みしかないというところです。全国的な調査も国とかがやっていて、むちゃくちゃ多いところというのはあるんですけれども、神戸市さんは物すごい広報にお金におかけになって、移住促進をやられてて多いんですが、大体全国の多くのところは10件前後ぐらいしかお申し込みがないという現状になっております。

【H委員】 ありがとうございます。

【委員長】 引き続き、2番の草津市子ども・子育て支援事業計画全期間評価について事務局から御説明をお願いします。

(2) 草津市子ども・子育て支援事業計画 全期間評価について

### 【事務局】

<資料6について説明>

【委員長】 ただいま事務局から説明がありました内容について、御質問、御意見が ございましたらよろしくお願いいたします。

【A委員】 149番なんですけれども、病児・病後児の保育事業の充実で、適切に支援を行うことができたとなっているんですけれども、これ結構利用するのが大変という意見が私の周りでもたくさんあって、8時半からしか診察が受けられないんだそうなんですけれども、診察を受けてからしか預けることができないので、早くても9時ぐらい、9時を過ぎてしまう。やっぱりそこから会社に行くって難しいですし、結局休んだり、半休をとったりという形になるので、それだったら家でみたほうがいいかなと思う方が多いみたいなんです。適切な支援を行えているとは私の周りでも思っていない方が多いかなと思うんです。だからどうしたらいいのかなというのは難しいところだと思うんですけれども。

【事務局】 病児・病後児につきましては、診察をしてからお預かりをしないと、お子様の体調云々とかもありますので、ということもありまして、診察時間の関係上どうしてもちょっと遅くなってしまうということはありますので、できるだけ利用は今の状態でしにくいかとは思いますけれども、できるだけ負担のないようというふうには努めさせていただいていると思います。時期によっては、休まれる子がたくさんになって集中して予約もとりにくい状態とかということもあると思うんですけれども、その辺を含めて利用の仕方とか、御案内をしていくことしか今のところないのかなというふうに思っていまして、朝早くというのはなかなか難しい状態にはなります。

【委員長】 市民からのそういう声があるということをしっかり受けとめていただい て、できる限りの改善ということをお願いしたいと思います。そういうことでなかな か行政改革の自己評価の部分もありますので、多分そういう利用者側、市民の側から 見たら少し甘いん違うかという感想を持っている方もおられるんじゃないかと思いま す。そう意味では、まさにこういう場があるわけで、皆さんの中でそれぞれのお立場 の中で実際現実はこうだよという、そういうことも含めて何かございましたら、ぜひ こういう場ですので、出していただければ、それがまた次の次年度の改善へとつなが っていくと思いますので、何かそういう視点からも皆さんのところからございますで しょうか。

【 I 委員】 148のファミリー・サポート・センター事業の推進ですけれども、私、できた当初から提供会員をしていまして、実は地域によって、依頼のばらつきがあるみたいなんですね。私は草津学区なんですけれども、かなり依頼が少なくて、やっぱり子育て世代が多いところはやっぱり地域的に分散というか、格差があるみたいで、学区を越境して、提供会員さんがいらっしゃらないので、ちょっと遠方のほうまでお困りだったので、子どもさんをお預かりしたということがあるんですけれども、多分ちょっとこのファミリー・サポート・センターというのを御存じないお母さんも結構いらっしゃるみたいなので、もう少し。

【委員長】 認知度を高めると。

【 I 委員】 アピールの仕方をもう少しやわらかい感じで何か知ってもらうというか、ちょっとお役所感覚をもう少しというのを何か具体的にはわからないんですけれども、 気軽にできるようにすると、提供会員さんも増えると思うし、依頼も増えると思うし、 私もたくさん活動はしたいんですけれども、地域的に依頼がほとんどないというか、 何年もなかったというのも現状なので、ちょっとそういうのも考えていただきたいなと。

【委員長】 今後の方針のところも知ってもらえるような周知を図ることでございますけれども、もし今の御意見で何かお答えできるというか、お考えをお聞かせください

【事務局】 ファミリー・サポート・センターにつきましては、ここに書いていますように、依頼会員さんは学区においてたくさんおられるところと、余りいないところがあるんですが、提供会員さんがどこの学区もちょっと不足しているという状況もございます。今は、市の委託事業ではありますけれども、そちらのほうでファミサポキャラバン隊とかいうことで、いろんな集まりのあるところに出かけていって、周知をされているようなこととか、広報に載せたりとかいうことはしているんですが、今後もどちらもふやしていくというのは課題でございますので、たくさん利用いただけるような方法については考えていきたいと思います。

【委員長】 他の方でもう一方ぐらい、何かございましたらお願いします。

【日委員】 76番の認定こども園の保育料軽減なんですけれども、これは本当につまらない質問で申しわけないんですが、なぜBなのかがよくわからなかったのですが、なぜBなのか教えていただきたい。

【委員長】 それは高い、低い。

【日委員】 継続することができて、何かよい方向であって、課題もないのに。

【委員長】 Aでいいじゃないかと。

【日委員】 はい。

【事務局】 こちらにつきましては、制度も平成27年以降、同様の制度で実施をしておりまして、特に制度が狭まったというわけではないんですけれども、平成29年度の実績につきましては、国のほうが無償化を進める動きがございまして段階的に保育料等を引き下げているような関係がございまして、本市の軽減対象者が減少したことから、当初の計画見込みよりも実際に軽減をさせていただいた人数がちょっと下回ったというような形で数字上、計画の数値を達成していないのでB評価とさせていただいているところでございます。

【H委員】 わかりました。もったいない気も。

【委員長】 割と厳しい基準でいってると。わかりました。ありがとうございます。 ということで、大分ちょっと時間が過ぎていますので、大体皆さん、こんなところ でよろしいですかね。今、出てきた御意見、まさに生の利用者の声でありますので、 そういうことをしっかりと受けとめていただいて、今年度、来年度、しっかりと事業 のほうを進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(休 憩)

【委員長】 三つ目の議事の3、第二期草津市子ども・子育て支援事業計画の策定趣 旨、構成について事務局さんから御説明をお願いします。

(3) 第二期草津市子ども・子育て支援事業計画の策定趣旨と構成について

#### 【事務局】

<資料7について説明>

【委員長】 これから皆さんの主に作っていくもの、事業計画、まずは第1弾というか、たたき台ということで策定の趣旨と、こういう1次計画と、これからの2次計画、こういうふうな形で少し変更しながら作っていきたいと、そういう御説明をいただいたわけですが、今お聞きになった中で何か御質問とか、御意見ございましたらよろしくお願いします。一つ、1ページの計画策定の趣旨のところで、ちょっと気になっているのが、これから後、5年間にて子どもの計画を策定するというときに、一つ、ここ非常に子どもの貧困という問題がクローズアップされているわけですね。これは間違いなく、子どもの貧困という問題にどう取り組んでいくのかということは、非常に重要なことなんだけれども、やっぱりもう一つ今、非常に大きな問題、課題としてクローズアップされてきているのは、外国籍の子どもに対する、これは実は貧困問題と深くかかわっているわけですね、そういう子どもの貧困といったその多くが外国籍の

子どものまさに生活であったりする。特に皆さん御存じだと思いますけれども、4月に入管法が改正されて、これからますます外国籍の住人という方々が増えてきます。これは国の施策としてね。滋賀だったら湖南とか、甲賀、長浜、東近江このあたりかなり深刻な問題になってくると思いますが、草津も多分そこほどは多くはないとはいえ、今よりは確実にそういった問題が出てくる可能性が非常に高くなってくるわけですね。これからの子ども・子育て計画ということを考えていく上で、この貧困問題だけでいいのか。そこを目に向けられた、それが今確実にあるわけだから、ちょっとどこかにそれと関連させるような形でもいいからやっぱりそういう外国籍の子どもの例えば教育の問題は非常に大きな問題で、そういう問題であるとか、そういった共生政策というか、そういった視点というのもちょっとこれから5年を見通して考えるのであれば、ちょっと書きこんでいてもいいんじゃないかというふうに思いますので、ちょっとそういうことを含めて御検討をいただけたらというふうに思います。私からは以上ですが、他の方は何かお気づきのこととか、あるいはもうちょっとこのあたりこうしたらみたいなところ、第一読解として、あったらお願いいたします。

ちなみにどうなんですかね、まだ草津市の場合は、外国籍の子どもの数というのは それほど他と比べると、まだそれほど多くないのか、どんな感じなんですか、何か御 存じであれば。

【事務局】 国のほうとかでも外国籍の子どもに対する支援をするようにということで、いろいろ通達もございまして、例えば窓口の対応で、タブレットを使って、そういうお子さんの支援をするとかいうようなことで、幼児課としてもいろいろ受けているところでございまして、実際に保育現場の中にも、たくさんのそういった外国籍の子どももいらっしゃいますので、数としてはまだ先ほど言っていただいておりました地域よりは、少ないかなと思いますけれども、そういった対応は今後必要かなというふうに感じております。

【H委員】 この二期の計画策定に当たって、今おっしゃっていただいたような外国籍の子どもであるとか、貧困の子どもに対する新しい調査は行わないということの理解でよろしいのですか。もしそうだったら、私、2番の子どもの貧困対策のための支援者調査というのが少しどんなものであるのか、教えていただけたらなと思います。

【事務局】 貧困に関する調査につきましては、資料にありますように、支援者に対するアンケートというものを昨年度末に実施させていただきまして、どういったところに、調査させていただきましたかといいますと行政の機関であったり、各保育所、幼稚園、認定こども園、学校、あと地域の民生児童委員さん、あとその他民間の支援団体だったりというところで直接子どもさんにかかわるような場所にアンケートをとっておりました。どういった内容を聞き取りましたかといいますと、関わりの中で貧困の状況にある家庭の子どもさんというのは、どういった傾向にあるか。例えば子どもさんの欠如といいますか、どういったところがありますかということを支援者の立場から答えていただいた部分であったり、あとどのような支援を行っておられるかというような動きのあたり、あと貧困の対策をしていく中でどことの関わりを連携していくことが必要があるのか、実際に支援の中で困難であったところはどういったところなのかというようなところを現在聞き取りまして、また計画の中でも連携というところで生かせていけたらというところで考えております。

【H委員】 できたら当事者の声を拾う努力もというふうに思いました。

【委員長】 他に何か、最初ですからありますかね。大丈夫かな。これがゴールじゃなくて、まずこれがたたき台で、これから皆さんで議論をしながら修正すべきところは修正しながら最終的には皆さん全員の承認をいただいた上で答申ということになると思いますので、特に僕のほうから特にこの理念のところで、草津っ子という言葉が出てくると思います。僕自身は非常にそのあたりというのは重視しておりまして、というのも、国が求めている重点課題というのが子ども・子育て計画というふうになっていながら、どちらかというと親の支援なんですよね。その一方で、本来だったら子

どもが豊かに育つための支援であるはずなのに、その部分が非常にある意味欠落して いて、そういうハードの問題であるとか、そういう共働きの親御さんがそうやって働 きながら子育てができる環境をどう整えていくのか。どうしてもそっちのほうにいっ ちゃっているというところにやや不安というのを僕自身感じていまして、それはもち ろん必要なんだけれども、子育てしていく上で。だからもう一方では、やっぱり子ど もを豊かに育てられる草津市、そういう環境づくりという、その両輪として、だから 子ども・子育て計画なのであって、両輪がうまく動いて初めて真っすぐ、ここは本当 に子育てがしやすい、あるいは安心して安全に子どもが外で遊べるそういう市なんだ という、そういったアピールができると思って。そういう意味では国が求めている重 点課題に対しても本当はきちっとやらなきゃいけないけれども、やっぱり草津市は、 ぜひそのプラスアルファで、プラスやっぱり子ども自身がこのまちで、この市の中で、 安全に豊かに暮らせる環境づくりということも、そういうのもあわせてぜひとも計画 の中に含めてくださいということで理念として最終的にはやっぱり主役は子ども、子 どもがやっぱりこのまちで豊かに育つ環境でなかったら意味がないということで、そ の一つのキーワードとして、この草津っ子、そういうことも含めて子育て支援という ことを考えていきましょうというのが、とりあえずここに今出てきている考え方だと いうことで、皆さんもちょっとそういうことも含めながら、いろいろとまた御意見を いただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。でしたら、こ れは趣旨としては、とりあえずこういった形で、大体こういう構成で今考えています よということを御理解していただいたと、今日の段階はね。ということで一旦ここで この議事のほうは終了させていただきたいと思います。

そして最後に、利用定員についてということで、これは幼児施設課さんのほうから 説明をお願いいたします。 (4)利用定員について<幼児施設課>

### 【事務局】

<資料8-1、8-2について説明>

【委員長】 今の御説明に対して、何か御質問ございましたらよろしくお願いいたします。ですから、今不調に終わっている部分が決まれば、定員確保できるという、そういうことでよろしいですね。

【事務局】 はい、おっしゃるとおりです。ただ、また二期の支援事業計画を御議論 いただきますけれども、その時点で保育定員と見込みが差異が出てくれば、またお願 いすることになりますけれども、今の時点ですと。

【委員長】 今の段階ではということですね。

【事務局】 はい、そうです。

【委員長】 はい、わかりました。皆さん、よろしいでしょうか、今の御説明で。何もないようでしたら、4つ目の議事については、これで終了させていただきます。少し時間がオーバーしてしまいましたけれども、本日の議題については、これで全て終了しましたので、これで議事を締めさせていただきます。いろいろと貴重な御意見を賜りましてありがとうございます。こんな感じで、やっぱりこの会の一番の趣旨というのは、この行政計画の中に、今日いろいろ御意見いただきましたけれども、市民、あるいは利用者の生の声をどれだけいろいろ計画の中に取り込んでいけるのか、そこがやっぱり非常に大切であるというふうに思っているんですね。ですから、余りここでこういうことを言っていいんだろうかみたいな、余りそういうタブーみたいなのはありませんので、自分のそれぞれの本当の立場から困っていること、あるいはこうしてほしいこと、そういうことをどんどんこういう場ですので、言っていただいて、またそれを事務局のほうがしっかりと受けとめていただいて、市民と行政が一緒になって、いい一つの計画を作り上げられたらいいなというふうに思っていますので、今

後ともどうぞよろしくお願いいたします。

# 8. 閉会

### 【河合子ども未来部副部長】

子ども未来部の河合でございます。本日は、長時間にわたりまして、12名の皆様、熱心に御審議をいただき、誠にありがとうございました。先ほど委員長がおっしゃられたとおり、机上の空論ではなくて、先ほど病後児を含めて現場の声をいただきました。なかなか法定必須記載事項とか、国の定めによって指標が変えられない部分もございますが、その辺は文言で修正するなどできる限り計画のほうへ反映させてまいりたいと思いますので、どうぞ今後も熱心な御議論をお願いいたします。今年は、子ども・子育て支援事業計画の次期計画とともに、子ども・若者計画といった二つの計画策定を行う重要な年となっております。今後とも皆様の貴重な御意見、お力添えをいただきながら、草津市の子育てがよりよい方向に進んでいくよう進めてまいりたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。本日は、長時間誠にありがとうございました。